

平成 28 年 9 月 16 日教育長決裁

恵庭市コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の導入について

1. コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の導入

- 1) 恵庭市立学校の全校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入することを目標とする。
- 2) コミュニティ・スクールの導入については、各学校の教育活動及び地域の実態や状況等に応じて進める。
ただし、導入の時期は、平成 29 年度から 33 年度までの 5 ヶ年を基本として、導入年度計画を定める。
- 3) コミュニティ・スクールの趣旨を踏まえ、各学校は既存の学校評議員制度及び学校関係者評価委員会の両制度を一体的に捉えた上で、学校運営協議会への移行を積極的に検討する。
- 4) 各学校は、コミュニティ・スクール導入年度以前に「学校運営協議会設立準備委員会」を設置し、市教育委員会から指定を受けるための準備を進める。
- 5) 本基本方針については、平成 29 年度の柏小学校への導入状況を検証し、必要な見直しを行うこととする。

2. コミュニティ・スクール（学校運営協議会）導入予定年度計画

NO	学校名	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
1	恵庭小学校			●		
2	島松小学校					●
3	柏小学校	●				
4	和光小学校				●	
5	松恵小学校			●		
6	若草小学校		●			
7	恵み野小学校					●
8	恵み野旭小学校				●	
9	恵庭中学校			●		
10	恵北中学校					●
11	恵明中学校				●	
12	柏陽中学校		●			
13	恵み野中学校					●
合 計		1	2	3	3	4